

労働者協同組合法の制定をすすめるにあたって

堀 越 芳 昭(神奈川県／山梨学院大学)

わが国に労働者協同組合法を成立させることは極めておおきな意義があります。この労働者協同組合法を成立させるためには、日本協同組合法制が抱えている諸問題について考えることが不可欠であると思われます。そこで、本稿では、日本協同組合法制の沿革・問題点にふれて、同法制定のすすめ方についてのべていきます。

日本協同組合法の沿革

日本の協同組合法制の歴史は百年以上以前に逆上るわけですが、1891年信用組合法案、1900年に産業組合法が成立したことから始まります。この産業組合法は、ドイツ協同組合法（1871年）を母法としていたのですが、組合の単位を行政町村とし、生産組合を排除した点や「不分割準備金」について取り入れなかつたことなど、ドイツ法の重要なところは継承せず、ライファイゼン方式（農村信用組合）ではなくシュルツェ方式（都市信用組合）に主として立脚して、極めて官治的な側面や分配志向の強い協同組合法がありました。

当時、農商務省にいた柳田国男は、官治的な産業組合法を批判し、伝統的な村落を基盤とした協同組合を重視し、営利的志向の強い産業組合法を厳しく批判するなど日本協同組合法制の問題点を鋭く見抜いていたのですが、生産（労働）協同組合の意義については柳田も看過していました。

戦前の産業組合法（信用、購買、販売、利用）がまがりなりにも統一協同組合法であったのですが、戦後、農協法（1947年）、生協法（1948年）、水産業協同組合法（1948年）、中小企業等協同組合法（1949年）、信用金庫法（1951年）、労働金庫法（1953年）等が成立し、今日のような業種別・所管庁別になり、分立協同組合法になりました。

このように、今日の協同組合法制が抱えている

諸問題は、日本協同組合法制が成立した当初から抱えていた問題であったのです。

日本協同組合法制の問題点

今日の日本協同組合法制は多くの重要な問題を抱えています。いまその問題点を整理すると次の諸点をあげることができます。

- ①業種別・所管庁別の協同組合法であること。
- ②各種法が立脚している協同組合原則が1937年原則であるということ。
- ③分配志向が強く、「不分割準備金」の思想が欠如していること。
- ④生産（労働）協同組合を事実上認めていないこと。
- ⑤協同組合を保護育成するというのではなく、規制的側面が強いということ。

これらは、各種の法や「行政指導」によって違いますが、日本法の成立の当初から抱えていた問題であり、今日の日本協同組合法制を基本的に規定しているものです。以下、紙数の制約もありますから、上記のうち、①②③についてのみ言及しておきたいと思います。

業種別・所管庁別の協同組合法制の欠陥

業種別・所管庁別の協同組合法であることは、日本協同組合法制の致命的欠陥です。このために、各種の協同組合は相互に協力することが困難となり、今日の協同組合間協同の課題に応えられないものになっています。そればかりか、金融に典型的ですが、種類の異なった協同組合間の協同は「員外利用」ということによって規制の対象になってしまいます。さらに、各種の協同組合のナショナルセンターが日本では形成されないでいます。新しい協同組合や困難に直面した協同組合を

支援するといったことができにくいばかりか、日本に協同組合運動を全体としてどのように発展させるかといったことが、統一的にできにくくしています。3千5百万人以上の人々が各種の協同組合に属していますが、それにふさわしい役割を果たしていないことの要因のひとつがここにあるのです。

1937年原則に立脚していることの問題

日本の協同組合法が1937年のICA原則に立脚しているということが、もう一つの欠陥です。もともと、協同組合原則は協同組合法の基礎となるものであって各国法や日本の協同組合法もそのようになっています。公益でもなく私益でもない共益を追求し、共同財産を形成し、自助共助をすすめる協同組合は、個人主義と資本主義に立脚した法体系では説明できないものであり、協同組合法の指導原理は協同組合の理念や協同組合原則に立脚せざるをえないという側面があります。それゆえ、独占禁止法第24条の適用除外規定や各種協同組合法では「原則・基準」として協同組合原則が適用されているのです。

しかし、この独占禁止法第24条や各種法の「原則・基準」が1937年原則であるというところに、大きな問題があります。というのは、1937年原則は、協同組合の基本的な原則を定めていますが、基本的には「組合員志向」＝「分配志向」に傾斜した原則であるからです。1966年原則ではその点の改訂がなされ、「組合員志向」が継承されつつ「組合志向」が付加され「協同組合間協同」が原則となったのです。そして、1995年の原則改訂ではさらに「社会志向」が目指されて「自治・自立」「コミュニティへの関心」が新しい原則になる予定ですが、こうした協同組合原則の改訂が日本の協同組合法にはほとんど反映されていないのです。

「不分割準備金」の規定がないことの欠陥

日本協同組合法制に「不分割準備金」の規定がないことが、次の大きな欠陥です。この意義と役割については別稿（注記参照）で詳細にのべてい

ますので、くわしくはそれを参照していただきたいのですが、こうした公益的公共的な共同資金の形成は、少なくとも「社会目的基金」として税制上も優遇されるべきであります。この「不分割準備金」の規定、それに関わる財産の処分方式等は決して日本に不可能なものではなく、部分的にはありますが、厚生農業協同組合連合会、漁業災害共済組合や各種協同組合中央会等において実現しているものです。もちろん、各種公益法人や労働組合・商工会議所・商工会等においても実施されています。

協同組合の社会的意義、公益的・公共的役割の高まりと共に、この「不分割準備金」の方式はますます重要性を帯びていくことでしょう。なぜなら、この資本は、宇沢弘文氏のいう「社会的共通資本」（自然資本、社会資本、制度資本）と共通のものであるからであり、人間社会の豊かさはこうした「資本」の充実如何によるからです。

日本労働者協同組合法の形成は、以上の日本協同組合法制の欠陥を改善する方法でなされるならば、日本の協同組合運動の発展に大きく寄与するものになります。そこに同法の制定が各種協同組合と協力してすすめられる根拠があります。そうであるならば、同法の成立は分立協同組合法をさらに促進するという方向ではなく、各種の協同組合との協力の上ですすめられるでしょう。各種の協同組合の関係者もこのようない点で、日本労働者協同組合法の成立に支援する必要があるといえましょう。

【注記】

- ・拙稿「協同組合における『不分割社会的資本』の概念—株式会社と公益組織との比較から—」（山梨学院大学『経済情報学論集』第1号、1995年2月）。
- ・拙稿「各種法人における残余財産の処分と分配—不分割・類似目的処分と出資・株式基準分配—」（山梨学院大学『社会科学研究』第15号、1995年3月）。